

## 質疑応答集

## 【実施要領関係】

Q (P2 5(5))

「大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格」について、どの業種で登録しておく必要があるか。

A 登録については代表的な業種で行われている場合があるので、営業に必要な許可等は得ているか、納税義務は果たしているか等、あくまで「競争入札に参加するにふさわしい資格を有しているか」を審査するためのものとして、業種の特定まではしない。

ただし、事業の受託業務に関する実績及びノウハウを有しているかは、企画提案競技への参加申込時に提出を求める様式第3号「業務実績確認書」、第5号「統括責任者等の経歴」及び第6号「総括責任者等の業務実績」で、別途審査する。

Q (P2 5(5))

「大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格」を得るにはどうすればよいか。

A 大分県では、

- ・定期受付：毎年 7月1日から同年 7月31日まで
- ・随時受付：毎年10月1日から翌年 6月30日まで

の期間、受付を行っている。

詳細は、大分県庁HPのトップページから、

組織からさがす > 会計管理局 > 用度管財課

> 競争入札参加資格審査申請について（物品・役務・県庁舎維持管理）を確認のこと。

Q (P2 5(7)、(8))

「平成20年4月1日以降に日本国内で開催された皇室御臨席の全国規模の大会」とは、大分県から受託したものだけか。それとも他の自治体や国、あるいは民間企業からのものでもよいか。

A 大分県のみでなく、他の自治体や国、あるいは民間企業からの受託実績も含む。

Q (P3 6(1)⑤)

共同企業体協定書については、策定業務を受託することができると確定してから締結することとし、企画提案競技への参加申込みには、締結することを確約する書類をもって代えることは可能か。

A 本企画提案競技においては、業務の確実な履行等の観点から、共同企業体には協定書を締結したうえで参加することを求めている。そのため、締結することを確約する書類をもって代えることはできない。

また、共同企業体が策定業務を受託できなかった場合については、様式第7号「共同企業体協定書」第4条第2項により、当該業務の委託契約が締結された日に解散するものと、あらかじめ定めてある。

Q 〈P3 6(1)※〉

現在、大分県用度管財課へ「大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格」を申請中なのだが、参加申込書等の提出期限までに審査結果の通知が間に合わない場合はどうすればよいか。

A 参加申込書等と併せて、大分県用度管財課へ提出した競争入札参加資格審査申請書等一式の写しを提出すること。

Q 〈P6 9(2)①〉

プレゼンテーションの順番は、どうやって決めるのか。

A 企画提案競技参加申込書の受付順とする。

Q 〈P6 9(2)②〉

質疑応答の時間は。

A 厳密には定めていないが、10～15分以内を想定している。

Q 〈P6 9(2)③〉

当日、持ち込んだ電磁記録媒体は使用可能か。

A 同時に別紙「ウイルスチェック実施証明書」の提出がなければ使用不可。

また、セッティングに手間取り、プレゼンテーション開始時間までに準備が完了しなかった場合は、それに要した時間もプレゼンテーション時間を含め、時間延長（ロスタイム）は認めないので注意すること。

Q 〈P8 13(5)〉

企画提案競技が延期、又は取りやめとなった場合、その公告はどのようにして行われるのか。

A 企画提案競技への参加申込書等の提出期限前、すなわち令和3年1月22日（金曜日）までの場合は、実行委員会ホームページに掲載するので、適宜確認すること。

企画提案競技への参加申込書等の提出期限後、すなわち令和3年1月23日（土曜日）以降の場合は、参加申込書等を提出した企業の連絡担当者あて電子メールで通知するとともに、実行委員会ホームページに掲載する。

#### 【仕様書関係】

Q 〈P1 2(3)①〉

成果物の納品について、納品物はCD又はDVDによる電子データのみでよいのか。

A CD又はDVDによる電子データのみでよい。印刷物の納品は不要。

#### 【様式関係】

Q 〈様式第7号「共同企業体協定書」〉

共同企業体協定書については、必ず様式第7号を使用しなければならないか。過去に自治体等と契約した際に提出した様式の使用、若しくは様式第7号の加筆・修正は可能か。

A 本企画提案競技においては様式第7号を使用するものとし、また様式の加筆・修正は認めない。  
なお様式第7号に限らず、もし各様式に誤字・脱字、その他重大な記載ミス等を見付けた場合は、そのまま修正して提出せず、一旦、当実行委員会事務局へ指摘の連絡をすること。

Q 〈様式第7号「共同企業体協定書」〉

第8条の構成員の出資は必ず必要か。

A 前述のとおり本企画提案競技においては必ず様式第7号を使用するものとしており、そのため第8条の構成員の出資も必要。

ただし、出資は財産、労務、技術、知識等、金銭以外のものでも可能であり、その場合は同条第2項のとおり、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価すること。

#### 【企画提案書作成要領関係】

Q 〈P1 1(2)〉

会場の現地確認をする場合は、直接行っても構わないか。

A 直接行っても構わない。ただし、指定管理者の作業等に支障がないよう、事前に各施設の管理事務所（県民の森 全国植樹祭記念広場：097-588-0656、昭和電工武道スポーツセンター：097-520-0800）へ問い合わせること。

Q 〈P1 2〉

別紙様式1には「6 懇談会（レセプション）（知事招宴含む）」が項目として挙げられている一方で、企画提案書作成要領の提案内容の中にはないが、提案しなくてよいのか。

A 提案しなくてよい。実際の第45回全国育樹祭実施計画策定業務では、懇談会（レセプション）についても計画の策定及び概算経費の積算を行うが、本企画提案競技においては評価の対象としないため、提案は不要。

Q 〈P1 2〉

同じく、育樹行事については企画提案書作成要領の提案内容の中にはないが、提案しなくてよいのか。また、別紙様式1の中にも項目がないが、概算経費の積算もしなくてよいのか。

A 提案しなくてよい。実際の第45回全国育樹祭実施計画策定業務では、育樹行事についても計画を策定するが、本企画提案競技においては評価の対象としないため、提案は不要。

また、概算経費の積算もしなくてよい。育樹行事の運営・会場設営については、令和4年度の第45回全国育樹祭運営等業務（仮）の中には含まず別途発注する予定のため、積算も不要。

ただし、お手入れ行事参加者の行う育樹活動については、同行事の一環として計画の策定及び概算経費の積算を行うもの。企画提案書作成要領P1「2 企画提案書の提案内容」の「お手入れ行事計画」の項目も参照のこと。

Q 〈P2、3 2〉

育林交流集会、全国緑の少年団活動発表大会、森林・林業・環境機械展示実演会、及び自主提案イベントについては、会場が大分県内（または大分市内、大分市以外の県内数箇所）とだけなっているが、候補地は決まっているのか。

A 特に決まってはいない。候補地の選定も含め、企画提案すること。